

保 育 所 認 定 こ と も 園 地 域 型 保 育 事 業 所 の

令和3年
9月1日から

保育料負担軽減事業 を始めます。

0歳から2歳児クラス（2・3号認定）の保育料が軽減されます。

1. 保育料負担軽減事業により、保育料階層B3～D3の保育料が無償となります。
2. 0歳児の保育料を改定し、1、2歳の保育料に統一し軽減します。

利用者の手続きは必要ありません。

鶴岡市が利用者の方の保育料階層を確認し、軽減後の保育料を決定します。

保護者の方は、市が決定した軽減後の保育料を納付いただきます。

※鶴岡市が実施する保育料負担軽減事業は、山形県事業である「保育料の無償化に向けた段階的負担軽減事業」の一環として実施するもので、令和3年9月1日から当分の間、保育料階層B3～D3の保育料を軽減し無償（0円）とします。

○参考 令和3年9月1日以降の保育料

世帯の階層区分（鶴岡市の保育料階層）		0、1、2歳児クラス 保 育 料		
生活保護世帯	A	0円		
市町村民税非課税世帯	B1、B2	0円		
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割課税～所得割97,000円未満	B3～D3	0円	
	所得割97,000円以上～169,000円未満	D4	標準	35,000円
			短時間	34,000円
	所得割169,000円以上～250,000円未満	D5	標準	43,000円
			短時間	42,000円
	所得割250,000円以上～301,000円未満	D6	標準	47,000円
短時間			46,000円	
所得割301,000円以上～	D7	標準	52,000円	
		短時間	51,000円	

（問い合わせ先）鶴岡市健康福祉部子育て推進課

☎0235-35-1291（直通）